

登録意匠「箸の持ち方矯正具」無効審決取消請求事件：知財高裁平成 29(行ケ)10181・平成 30 年 2 月 26 日(4 部)判決<請求棄却>➡特許ニュース No. 14677

## 【キーワード】

意匠の創作容易性（意匠法 3 条 2 項）、意匠の類似（同法 3 条 1 項 3 号）、引用意匠（外国発行公報掲載の図面）

## 【事案の概要】

### 1 特許庁における手続の経緯等

(1) 被告（株式会社ナカノ）は、平成 21 年 8 月 21 日、意匠に係る物品を「箸の持ち方矯正具」とする別紙 1 本件意匠図面記載の形態の意匠（以下「本件意匠」という。）の出願をし、平成 23 年 1 月 7 日に意匠権の設定登録を受けた（意匠登録第 1406731 号。甲 6。以下「本件意匠登録」という。）。

(2) 原告（株式会社ケイジェイシー）は、平成 28 年 11 月 18 日、本件意匠登録に対する無効審判を請求し、特許庁は、これを無効 2016-880025 号事件として審理した。

(3) 特許庁は、平成 29 年 8 月 22 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし、同年 9 月 1 日、その謄本が原告に送達された。

(4) 原告は、同月 29 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

### 2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりである。要するに、本件意匠は、下記ア、イの引用例に記載された意匠（順に、「引用意匠 1」、「引用意匠 2」という。）に基づいて当業者が容易に創作できた意匠に該当するとはいえないから、意匠法 3 条 2 項により本件意匠登録を無効とすることはできない、というものである。

ア 引用例 1：特許国際公開公報、国際公開番号 WO 2006/004290 A1（別紙 2 引用意匠図面。甲 1 図 6。2006 年 1 月 12 日公開。）

イ 引用例 2：中国实用新型專利説明書、公告番号 CN 200980547 Y（甲 2。2007 年 11 月 28 日公告。）

(2) 本件審決は、その前提として、本件意匠及び引用意匠 1 について、以下のとおり認定した。

#### ア 本件意匠

意匠に係る物品は、「箸の持ち方矯正具」である。本物品は、2 つの部品からなり、2 本一対の箸のそれぞれに挿入して取り付け、一方の部品に人差し指、もう一方の部品に薬指を挿入して、箸の持ち方を矯正するための器具として使用するものであり、箸に適宜着脱して使用するものである。

本件意匠の形態は、以下の(あ)ないし(か)のとおりである。

なお、2つの部品のうち、願書に添付された図面中【持ち方矯正具を取り付けた箸を持った状態の参考斜視図】において、薬指を挿入している方の部品、つまり正投影図法による一組の図において、図の表示を【箸の持ち方矯正具のもう一方の正面図】等としている方を、以下「構成部品A」といい、人差し指を挿入している方の部品、つまり正投影図法による一組の図において、図の表示を【箸の持ち方矯正具の片方の正面図】等としている方を、以下「構成部品B」という。

- (あ) 全体の基本的な構成態様について、どちらの部品も、箸に挿入する筒状体（以下「取付部」という。）と指を挿入する環状体（以下「リング部」という。）からなり、取付部の外周にリング部を立設させて結合したものである。
- (い) 取付部の全体形状について、どちらの部品も、全長が幅よりも少し長い、やや肉厚の略正四角筒状体としたものである。
- (う) リング部の全体形状について、どちらの部品も、周側面を細幅帯状とする、やや肉厚の略円環状体としたものである。
- (え) リング部の直径の大きさについて、どちらの部品も、取付部の幅の約2倍としたものである。
- (お) 取付部とリング部との結合部の態様について、どちらの部品も、リング部の外側が取付部にめり込むような態様としたものである。
- (か) 取付部に対するリング部の向きについて、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方が、取付部の孔の中心線の方と直交する向きとし、構成部品Bは、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものである。

#### イ 引用意匠1

引用例1図6の「スプーンとフォークの機能を提供し、容易に持つこと及び取り扱うことができる箸」に取り付けられる、符号15及び17cからなる親指用の部品（引用意匠1a）と、符号13及び17aからなる人指し指用の部品（引用意匠1b）は、引用例1図6の箸の製造工程において棒に取り付けられ、当該箸が完成品となった後は、使用者が取り外すことは想定していないものといえ、引用例1図6の箸の専用の部品である。

引用意匠1a及び1bの形態は、以下の(ア)ないし(カ)のとおりである。

- (ア) 全体の構成態様について、どちらの部品も、箸に挿入する筒状体（以下「取付部」という。）と指を挿入する環状体（以下「リング部」という。）からなり、取付部の外周にリング部を立設させて結合したものである。
- (イ) 取付部の全体形状について、どちらの部品も、全長が直径よりも少し長い、やや肉厚の略円筒状体としたものである。
- (ウ) リング部の全体形状について、どちらの部品も、周側面を細幅帯状とする、やや肉厚の略円環状体としたものである。
- (エ) リング部の直径の大きさについて、引用意匠1aについては取付部の直

径の約3倍，引用意匠1 bについては約2倍としたものである。

(オ) 取付部とリング部との結合部の態様について，引用意匠1 aは，取付部の外周とリング部の外周とが接するような態様としたものであるが，引用意匠1 bは，結合部を確認することができず不明である。

(カ) 取付部に対するリング部の向きについて，引用意匠1 aは，リング部の孔の中心線の方が，取付部の孔の中心線の方と概略直交する向きとしつつも，左右方向に少し傾けたものであり，引用意匠1 bは，リング部の孔の中心線の方が，取付部の孔の中心線の方と概略同方向としつつも，左右方向に少し傾けたものである。

(3) 本件審決は，本件意匠と引用意匠1 a及び1 bとの対比について，以下のとおり認定した。

#### ア 物品について

本件意匠は，箸の持ち方を矯正するものとして，箸に適宜着脱して使用することができる，菓指用の構成部品Aと人差し指用の構成部品Bで一对とした箸の持ち方矯正具という物品であるのに対して，引用意匠1 a及び1 bは，スプーン及びフォークとしても使用することができる箸という物品の部品であり，親指用，人差し指用，中指用の3つある中から親指用を引用意匠1 a，人差し指用を引用意匠1 bとしたものである。

#### イ 形態について

##### (ア) 共通点

① 全体の基本的構成態様について，どちらの部品も，筒状体の取付部と環状体のリング部からなり，取付部の側面にリング部を立設させて結合したものである。

② リング部の全体形状について，どちらの部品も，外周を細幅帯状とする，やや肉厚の略円環状体としたものである。

##### (イ) 相違点

(a) 取付部の全体形状について，本件意匠は，どちらの部品も，全長が幅よりも少し長い，やや肉厚の略正四角筒状体としたものであるのに対して，引用意匠1 a及び1 bは，全長が直径よりも少し長い，やや肉厚の略円筒状体としたものである。要するに，取付部を略正四角筒状体としたか，それとも略円筒状体としたか，という相違である。

(b) リング部の直径の大きさについて，本件意匠は，どちらの部品も，取付部の幅の約2倍としたものであるのに対して，引用意匠1 aについては取付部の直径の約3倍，引用意匠1 bについては約2倍としたものである。

(c) 取付部とリング部との結合部の態様について，本件意匠は，どちらの部品も，リング部の外側が取付部にめり込むような態様としたものであるのに対して，引用意匠1 aについては，取付部の外周とリング部の外周とが接するような態様としたものであり，引用意匠1 bについては，結合部を確認することができず不明である。

(d) 取付部に対するリング部の向きについて、本件意匠は、構成部品Aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きとし、構成部品Bについては、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであるのに対して、引用意匠1 aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略直交する向きとしつつも、左右方向に少し傾けたものであり、引用意匠1 bについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略同方向としつつも、左右方向に少し傾けたものである。

### 3 取消事由

本件意匠が意匠法3条2項に該当するとはいえないとした判断の誤り

- (1) 相違点(c)の認定・判断の誤り
- (2) 相違点(d)の認定・判断の誤り
- (3) 相違点(a)の判断の誤り
- (4) ありふれた手法による公知意匠の組合せに関する判断の誤り

## 【判 断】

### 1 本件意匠の創作容易性について

#### (1) 意匠法3条2項について

意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

#### (2) 本件意匠の認定

本件意匠の意匠公報（甲6）によれば、本件意匠は、本件審決の認定したとおり（前記第2の2(2)ア）のものであると認められる。

#### (3) 引用意匠1 a及び1 bの認定

引用例1（甲1）によれば、引用意匠1 a及び1 bは、本件審決の認定したとおり（前記第2の2(2)イ）のものであると認められる。

### 2 取消事由（創作容易性）について

#### (1) 新たな証拠の提出及び時機に後れた攻撃防御方法について

被告は、甲14、15、17ないし20は、審決で認定された相違点に関する新たな公知意匠の追加であって、提出は認められないものである、また、これらの証拠の提出及びこれらに関する主張は、時機に後れた攻撃防御方法であ

り、却下されるべきである旨主張する。

しかし、原告は、これらの書証を、いずれも本件意匠登録出願当時の当業者の常識等を認定するため、周知例として提出しているものと解され、これらの記載内容との対比において新たな無効理由が存することを主張するものではない。よって、これらの書証は、審決取消訴訟において提出が認められないものには当たらず、被告の主張は採用できない（最高裁昭和54年（行ツ）第2号同55年1月24日第一小法廷判決・民集34巻1号80頁参照）。

また、原告の上記主張及び証拠の提出によって、訴訟の完結を遅延させることとはならないから、時機に後れたものとして却下することはしない。

## (2) 相違点について

ア 相違点(c) (取付部とリング部の結合部の態様) について

(ア) 原告は、引用意匠1 a 及び1 b の取付部とリング部は、いずれも一体成型であり、取付部とリング部の結合部がめり込むような態様となっていると主張する。

しかし、引用例1 図6によれば、引用意匠1 a は、取付部1 7 c の外周の表面にリング部1 5 の外周が接しており、リング部の外側は完全な円形となっているから、リング部の外側が取付部にめり込むような形態であるとはいえないし、引用意匠1 b については、取付部とリング部の結合部の形態を確認することができないから、引用意匠1 a 及び1 b は、リング部の外側が取付部にめり込むような形態であるとは認められない。

よって、本件審決の認定したとおりの相違点(c) が認められる。

(イ) もっとも、引用例1 には、「親指グリップ1 5 および親指グリップ1 5 を支える第三取付環1 7 c または人差し指グリップおよび中指グリップ1 3 および1 4 を支える第一および第二取付環1 7 a および1 7 b は棒1 1 または1 2 に固定されるため一体に構築できる。したがって、親指グリップ1 5、人差し指グリップ1 3、中指グリップ1 4 および第一から第三取付環1 7 a から1 7 c は、プラスチックで形成することできる」(【47】)との記載があり、引用意匠1 a 及び1 b の取付部とリング部を一体成型できることの示唆がある。

また、甲1 8 の図4 には、2 つのリング部7 2 1、7 2 2 の外周の一部が、取付部7 にめり込んで一体化している形態の記載があり、甲1 9 の図3、5、8 にも、リング部2 2 1、2 2 2 の外周が筒状の取付部2 2 0 にめり込んで一体化している形態の記載があることが認められる。そして、甲1 9 の物品分野は、箸の持ち方を練習するための箸であり、甲1 8 の物品分野も、便利に用いることができるパワーアシスト箸であって、いずれも、本件意匠に係る物品である「箸の持ち方矯正具」と物品分野が類似しているといえ、本件意匠登録出願当時、リング部の外周が取付部にめり込んで一体化している形態は、箸の持ち方を矯正するための物品の形態として周知であると認められる。

以上を総合すると、引用意匠1 a 及び1 b の取付部とリング部の結合部の態様を基準として、リング部の外周が取付部にめり込んで一体化している形態を採用することには、着想の新しきないし独創性があるとはいえない。

イ 相違点(d) (取付部に対するリング部の向き) について

(ア) 原告は、本件意匠の構成部品Bについて、リング部の孔の中心線の方向が、上下方向にも少し、傾けた態様であるとは認められないと主張する。

しかし、別紙1 本件意匠図面の「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」では、構成部品Bのリング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心部の方向と概略同方向としつつも、リング部が取付部に対し、右に傾くとともに、「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」では、リング部が取付部に対し、左に傾いているから、構成部品Bにおいては、リング部の孔の中心線の方向が左右方向に傾いていることが認められる。また、「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」におけるリング部の長さより、「箸の持ち方矯正具の片方の平面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の底面図」におけるリング部の長さの方がやや長いこと、「箸の持ち方矯正具の片方の平面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の底面図」にはリング部の孔が見えることから、構成部品Bのリング部は、取付部に対し、わずかに上下方向にも傾いていることが認められる。この点、原告は、本件意匠の構成部品Bが上下方向に傾いているのであれば、「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」及び「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」においてリング部の孔が見えるはずであるのに、これらの図では孔は見られないと主張するが、上下方向への傾きがわずかであれば、「箸の持ち方矯正具の片方の正面図」では取付部の幅によって、「箸の持ち方矯正具の片方の背面図」ではリング部の幅によって、リング部の孔が隠れるため、これらの図では孔が見られないと解され、採用できない。

そうすると、本件意匠は、構成部品Aについては、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないもので、構成部品Bについては、同2つの方向を概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであるのに対して、引用意匠1 a は、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略直交する向きとしつつも、左右方向に少し傾けたもので、引用意匠1 b は、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と概略同方向としつつも、左右方向に少し傾けたものであって、いずれも、上下方向に傾けた態様ではないから、本件審決の認定したとおりの相違点(d)が認められる。

(イ) 原告は、大韓民国公開実用新案公報20-2009-0001430 (甲15)、中華人民共和国実用新案公報200420023879・3 (甲17)、特表2004-538074号(甲19)、大韓民国登録特許公報10-0890777号(甲20)には、いずれも、「リング部の孔の

中心線の方向が、上下方向にも少し、傾けた態様」の開示があるから、「取付部の孔の中心線と概略同方向としつつも、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けた態様」については、周知意匠であって、相違点(d)に係る構成を創作することは容易であると主張する。

しかし、本件意匠は、構成部品A、構成部品Bの2つの部品からなり、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、構成部品Aとは方向が異なる上、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けて構成されており、これら2つが対になって一体の美感を形成しているものである。そうすると、本件意匠の創作容易性は、態様の異なる2つの部品が対になったまとまり感のある一体の美感を形成している態様について判断すべきである。

甲15の図3には、人差し指挿入句(符号110)の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲17の図1には、符号8のリングの孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲19の図4には、人差し指挿入穴121の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載があり、甲20の図3a、3b、3c、4には、指が差し込まれる部品40、50のリング部42、52のいずれも、孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、上下方向にも少し、傾けた形態となっていることの記載がある。しかし、これらの文献のいずれにも、上記部品と対となる、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、左右方向、上下方向の傾きがない部品の開示はない。

したがって、構成部品A及び構成部品Bの2つの部品からなり、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と同方向となっていて、構成部品Aとは方向が異なる上、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けた形態であるとの相違点(d)に係る形態が、周知意匠であったとは認められない。

以上を総合すると、引用意匠1a及び1bの取付部に対するリング部の向きを基準として、相違点(d)に係る意匠には、当業者から見て着想の新しさないし独創性があるといえ、相違点(d)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。

ウ 相違点(a)(取付部の全体形状を略正四角筒状体としたもの)について  
(ア) 原告は、甲14、15、18によれば、取付部の全体形状を略正四角筒状体としたものは周知であったから、これらを引用意匠1a及び1bの取付

部に組み合わせ、本件意匠の取付部の形態を創作することは容易であったと主張する。

(イ) 特開2006-181321(甲14)には、動箸に人差し指と中指を入れる2個のリングを設け、他の1本の箸を固定箸とし、固定箸に薬指を入れる1個のリングと、箸を開閉するときに生じる箸先のズレを防ぐ脱着式のガイドを装着することが開示され、固定箸にガイド6を装着するために設けられた角形の筒状の装着部7の開示がある(【0004】、【0006】、図2、3)。しかし、ガイド6は、箸を開閉するときに生じる箸先のズレを防ぐ脱着式のガイドであって、指を入れるものではない(【0004】、【0006】、図2、3)から、これを接着した装着部7は取付部ではないし、その形態も、全長が幅より長く形成された直方体状である。

また、中華人民共和国公開特許公報出願番号200710170012.9(甲18)の図4には、2つのリング部721、722と接続し、リング部を箸に取り付ける、内周が円形で、外周は、直線状の四辺からなり、辺と辺とが接続する角の部分が幅広く滑らかに形成された筒状体である取付部7の開示がある。しかし、甲18の取付部7は、内周が円形である上、外周も四隅が幅広く滑らかに形成された、略八角形の筒状体である。

したがって、甲14、18によっては、取付部の全体形状を略正四角筒状体とした形態が周知であったとはいえない。

(ウ) 他方、甲15図4には、リング状の人差し指及び中指挿入部110、120と接続し、箸に取り付ける角形の筒状である取付部111、121の開示があり、この取付部111、121は、全長が幅よりも長い略正四角筒状体である。

しかし、そもそも、甲15のみによって取付部の全体形状を略正四角筒状体としたものが周知であったとまで認定することはできない。

また、甲15の取付部111、121の内側には、凸部111a、121aが設けられているところ、甲15の図4、5、6、7bによれば、箸本体の取付部を取り付ける部分は凹部101となっており、溝102を備えているから、甲15の取付部111、121は、箸本体の凹部101に取り付けた時に、凸部111a、121aが溝102に嵌め込まれ、凹部101に固定されるものであり、上下の移動も回転もしないものであると認められる。

これに対し、引用例1には、「ユーザの手の特徴によって、人差し指および中指グリップ13および14を回して手の角度を調整する必要がある」

(【47】)、「取付環17および17bが回転は可能で上下には移動しないように、取付環17a、17bおよび17cはこの凹部にそれぞれ固定される」(【48】)との記載があり、取付部は、上下に移動しないよう凹部に固定されるものの、箸に対して回転可能であるとされているから、引用意匠1a及び1bの略円筒状体の取付部を、甲15に記載された、箸本体に取り付けたときに回転不能である略正四角筒状体の取付部に置き換える動機付



けがあるとはいえない。

(エ) そうすると、本件に現れた証拠によっては、当業者が、引用意匠1 a 及び1 b の略円筒状体の取付部の意匠を基準として略正四角筒状体の取付部を採用するという相違点(a)に係る意匠を創作することが容易であったとはいえない。

### (3) ありふれた手法による公知意匠の組合せについて

ア 原告は、引用意匠1 a 及び1 b、引用意匠2には、取付部とリング部からなる2つの部品を一組とし、箸に適宜着脱して使用できる物品の形態の記載があるから、箸の持ち方を矯正するものとして、箸に適宜着脱して使用できる取付部とリング部からなる構成物品A及び構成物品Bの2つの部品を一对とした物品の形態の意匠は、当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、引用意匠1 a 及び1 b を単に組み合わせたものにすぎないと主張する。

イ しかしながら、引用例1図6には、棒1 1と棒1 2の上端1 6が結合され、下端には、棒1 1と棒1 2が閉じられたときにスプーンを形成する、半スプーン状部材2 0の対を備えた形態の記載があるところ、結合された上端からは取付環を取り外すことは不可能であり、また、下端の半スプーン状部材は、その幅が取付環の直径より広いから、取り外すことは極めて困難であることが認められる。また、引用例1【4 8】、【6 3】の記載によれば、棒に凹部を設け、取付環が棒の上下を移動しないよう固定されることが開示されている一方、棒の凹部にはめ込んで固定した取付環を取り外すことについての記載や示唆はない。

以上を総合すると、引用意匠1 a 及び1 b は、引用例1図6の箸の製造工程において棒に取り付けられ、当該箸が完成品となった後に取り外すことは想定していないものというべきであり、箸に適宜着脱して使用することができる物品とはいえない。

さらに、引用例1には、1本の箸に第一取付環1 7 a、第二取付環1 7 bが、もう1本の箸に第三取付環1 7 cが取り付けられ、それぞれ、人差し指グリップ1 3、中指グリップ1 4、親指グリップ1 5と接着しているところ、これら3個の取付環のうち、1本の箸に取り付けられた引用意匠1 a（親指グリップ1 5と第三取付環1 7 c）ともう1本の箸に取り付けられた引用意匠1 b（人差し指グリップ1 3及び第一取付環1 7 a）のみを取り出すことの記載や示唆はないから、箸に適宜着脱して使用される2つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

ウ また、引用例2図1には、1本の箸1 1に親指リング3 1、薬指リング3 2が、もう1本の箸2 1に人差し指リング4 1、中指リング4 2が取り付けられ、2本の箸が連接棒5 0でつながっている形態が記載されているところ、引用例2には、これらのリングが着脱可能である旨の記載や示唆はない。その上、引用例2の実用新案特許の請求項1では、4つのリングを全て

備えることが構成要件とされ、請求項2以下も請求項1を引用していることから、引用例2では、4つのリングを全て備えた状態で使用することのみが想定されており、4つのリングの中から、薬指リング32、人差し指リング41のみを取り出すことの記載や示唆はない。よって、引用例2にも、箸に適宜着脱して使用される2つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

エ もっとも、甲15の図4、6には、取付部111、121とリング部110、120からなる2つの部品が、箸から外された状態で記載されており、甲19の図5には、取付部220とリング部221、222からなる2つの部品が、箸から外された状態で記載されており、甲20の図2には、取付部41、51とリング部42、52からなる2つの部品40、50が、箸から外された状態で記載されていることが認められる。

しかし、前記(2)ウのとおり、甲15の取付部111、121は、箸本体に取り付けた時に、取付部111、121内側の凸部111a、121aが、箸に設けられた凹部101の溝102に嵌め込まれ、凹部101に固定されるものであり、当該箸専用の部品であって、これらの取付部を取り外すことの記載や示唆はない。

また、甲19には、一对の第1箸部材と第2箸部材からなり、上部に形成した結合手段により第1箸部材と第2箸部材が結合され、第1箸部材には親指を挿入する親指穴が形成され、第2箸部材には、人差し指及び中指を挿入するリング部とその取付部からなる保持ユニットが装着される箸の形態が記載されており、取付部220とリング部221、222からなる2つの部品は、人差し指及び中指を挿入する保持ユニットを構成するもので、当該箸専用の部品であって、これらの取付部を取り外すことの記載や示唆はない。

甲20には、一对の第1箸部材と第2箸部材からなり、箸連結部材により第1箸部材と第2箸部材の上端が連結され、第1箸部材に、第2箸部材の移動を支持する親指据え置きガイド板部材が取り付けられ、第2箸部材に、人差し指と中指をそれぞれ挿入することができるリング部材が取付部によって取り付けられた箸の形態が記載されており、取付部41、51とリング部42、52からなる2つの部品40、50は、当該箸専用の部品であって、これらの取付部を取り外すことの記載や示唆はない。

以上のとおり、甲15、19及び20のいずれにも、箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる2つの部品を一对とした物品の形態の記載はない。

オ したがって、本件意匠登録出願前において、当業者が、引用例1又は引用例2に記載された意匠から出発して、箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对とした物品の意匠を創作することが容易であったとはいえない。よって、本件意匠は、当該意匠の属する物品分野においてありふれた手法により、引用意匠1a及び1bを単に組み合わせたものにすぎないということとはできない。

#### (4) 小括

本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、略正四角筒状体の取付部とこれにめり込んで一体化したリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对として構成され、構成部品Aは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線の方向と直交する向きであって、傾きがないものであるのに対し、構成部品Bは、リング部の孔の中心線の方向が、取付部の孔の中心線と概略同方向で、左右方向に少し、上下方向にも少し、傾けたものであり、全体としてまとまり感のある一体の美感を形成しているものと認められる。かかるまとまり感のある一体の美感を形成する意匠の構成には、着想の新しさや独創性があるというべきであるから、当業者がかかる意匠を創作することが容易であったとはいえない。

このように、本件意匠は、箸の持ち方を矯正する目的で箸に適宜着脱して使用される、一对の構成部品Aと構成部品Bという2つの部品から構成された点及び直線的な印象を与える構成部品Aと角度が異なり傾いた印象を与える構成部品Bが対になったまとまり感のある一体の美感を形成している点に、意匠としての着想の新しさや独創性が認められるものである。

以上によれば、引用例1及び引用例2に記載された意匠から、本件意匠に係る箸に適宜着脱して使用される取付部とリング部からなる構成部品Aと構成部品Bの2つの部品を一对とした物品の形態は、容易に創作できたものとは認められない。

したがって、本件意匠は、意匠法3条2項に該当するものではなく、本件審決は結論において相当であるから、取消事由は理由がない。

### 3 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

#### 【論 評】

1. この裁判例を一読した筆者の感想は、原告（審判請求人）が本件登録意匠に対し意匠法3条2項を適用して登録無効の請求をしたことに対し、本件を取り扱った特許庁審判部も知財高裁も、同法規定の立法経過と立法理由を基本的に理解していないということである。

換言すれば、審決において、出願意匠（登録意匠）に対して、外国の特許国際公開公報（引用例1）と中国実用新案新型專利説明書（引用例2）の2つの外国刊行物に掲載された図面（形態）を引用し、意匠法3条2項の規定を適用して拒絶しようとするのは、明らかに誤りであるとの理由を知らないことである。ただし、法3条2項に規定する要件は、出願意匠を「当業者が日本国内又は外国において（事実上）公然知られた形態」に基づいて容易に意匠の創作をすることができたとき（法3条1項1号）を想定しているのであり、「日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠」（法3条1項2号）のことは想定していないからである。

2. さて、知財高裁第4部におかれては、判決に至る思考の論理としてまず最高裁の判例を紹介することを常とされているところ、昭和34年意匠法の第3条2項の旧規定を適用した次の2つの有名な判決を挙げておられる。

①「可撓伸縮ホース事件」最判昭和49年3月19日<sup>1</sup>

②「帽子事件」最判昭和50年2月28日<sup>2</sup>

しかしながら、これらの裁判は現行法（平成10年改正）下の規定における事案とは違う事例であるから、知財高裁が判断の冒頭でこの判例を引用紹介しても、現行法下の事案に対しては法的効果の及ばない判例なのである。

したがって、これらの旧判例は、本件裁判事件の適用規定の解釈にあつては正鵠を得ているものではない。

3. ところで、原告（審判請求人）が提出した甲1に係る公報はWIPOが2006年1月12日に発行公開したものであり、甲2に係る実用新案特許説明書は中国国家知識産権局が2007年1月28日に発行公開したものであるところ、審判部はいずれもこの公報中の図面が本件登録意匠の出願前に公然知られた意匠であると認定したが、刊行物の発行状態は公然知られ得る状態ではあつたとしても、その中に記載されている一図面は公然知られた形態自体であると断定することはできないはずである。

しかしながら、この断定については、知財高裁もまたそのまま踏襲しているのである。

すると、審判部も知財高裁も、法3条1項1号と同条項2号との規定内容の相違性を明確に区別しない解釈をしていることになるから、おかしいと思うのである。

なお、判決文には、（別紙2）として引用意匠図面のFig. 6は添付されているが、この1図は甲1に係る公報中のものなのか、甲2に係る公報中のものなのか不明であるし、判決文には前記外国発行の2公報中の2つの図面がなぜ添付されていないのだろうか。審決文には添付されていたのだろうか。

4. そこで、別の知財高裁の判断について見てみると、知財高裁第1部は平成26年3月27日にした判決（知財高裁平成25年（行ケ）10315号）では、次のように判示しているのである。（出願意匠「シール」拒絶審決取消請求事件・特許ニュースNo. 13727）

「意匠法3条2項所定の『公然知られた』とは、一般第三者たる不特定人又は多数者に、単に知り得る状態になつたことでは足りず、現実知られている状態になつたことを要すると解するのが相当である。

---

1 牛木理一「意匠法の研究」四訂版 192頁（発明協会 1994年）

2 同上 199頁

すなわち、意匠法3条1項は、意匠登録を受けることができない意匠として、①出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠（1号）、②出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（2号）、を別個に列挙している。また、同条2項は、出願前に当業者が日本国内又は外国において『公然知られた』形状、模様等に基づいて容易に創作することができた意匠は、同条1項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない旨を定めている。

仮に法3条1項1号の『公然知られた』意匠の意義を、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことで足りると解すれば、同項1号を2号と別個に規定した意味が失われてしまうから、同項1号の『公然知られた』意匠とは、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。そうだとすると、同条2項の『公然知られた』模様等についても、同様に、不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず、現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。」<sup>3</sup>

5. 最後に、意匠法3条2項の規定の趣旨について一言申し上げておきたいことがある。それは、この規定は、特許法29条2項や実用新案法3条2項の趣旨とはやや違うということである。

後者にあつては、公知公用又は刊行物記載やネット利用可能の発明・考案を単に寄せ集めて創作しても、格別な物理的効果が発揮されることはないから、登録できないという趣旨であるのに対し、前者にあつては、結果として物品の形態全体に美感を惹起させるほどの創作力が発揮されていれば、それには創作困難性が認められることから、登録できるという趣旨なのである。この違いを関係者は認識していれば、同じ創作保護法における意匠法3条2項が規定する創作非容易性の意義をよく理解することができるであろう。

[牛木 理一]

---

3 「シール」事件にあつては、被告は裁判所からその事実関係を問われたのであろう。その結果、引用文献に記載された引用商標からなる模様は、平成23年4月21日から同月末日までの間に、現に合計41回ダウンロードされ、本願意匠の出願がなされた同年5月16日までにはダウンロードされた回数はさらに増えていたと推測される、と認定したのである。

(別紙1) 本件意匠図面

箸の持ち方矯正具の片方の正面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の正面図



箸の持ち方矯正具の片方の背面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の背面図



箸の持ち方矯正具の片方の平面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の平面図



箸の持ち方矯正具の片方の底面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の底面図



箸の持ち方矯正具の片方の左側面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の左側面図



箸の持ち方矯正具の片方の右側面図



箸の持ち方矯正具のもう一方の右側面図



(別紙2) 引用意匠図面

